

証券コード 3168
2023年11月6日
(電子提供措置開始日) 2023年10月31日

株 主 各 位

富山県射水市奈呉の江12番地の2
黒 谷 株 式 会 社
代表取締役社長 黒 谷 暁

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年11月21日(火曜日)午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kurotani.co.jp/ir/index.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3168/teiiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「黒谷」又は「コード」に当社証券コード「3168」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 富山県富山市堤町通り一丁目4番3号
野村證券株式会社 富山支店 5階ホール
(開催場所は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第38期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

従いまして、当該書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 事業報告

( 2022年9月1日から  
2023年8月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く外部環境は、世界的な物価上昇や金融引き締めの影響から景気減速懸念が強まる中、米国経済は雇用・所得環境が底堅く推移して成長を維持しましたが、中国経済はゼロコロナ政策解除後の回復が鈍く、不動産市場も不振が続くなど関連投資は低迷しました。また、依然としてロシアのウクライナ侵攻による供給懸念は続いており、経済全体としては先行き不透明な状態で推移しました。

このような状況から、当社グループの主力取扱製品価格に影響を及ぼす銅価格は、ロンドン金属取引所銅価格期中平均で前年度比10.4%安となったものの、為替相場は13.7%ドル高に推移したことにより、期中平均円ベース価格では1.9%高となりました。

また、販売数量はインゴットでは1.8%、スクラップでは8.3%減少したことにより、全体では前年度比6.6%の減少となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は845億94百万円（前連結会計年度比5.1%減）、営業利益5億32百万円（同38.2%減）、経常利益2億27百万円（同75.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億70百万円（同68.9%減）となりました。

事業別では、非鉄金属事業売上高は841億98百万円（前連結会計年度比5.1%減）、美術工芸事業売上高は3億95百万円（前連結会計年度比5.7%増）となりました。

また、品目別の内訳につきましては、インゴット売上高は278億56百万円（前連結会計年度比1.1%増）、スクラップ売上高は562億35百万円（同7.8%減）、その他売上高は5億1百万円（同2.9%減）となりました。

個別決算の業績につきましては、売上高は845億94百万円（前事業年度比5.1%減）、営業利益5億27百万円（同38.2%減）、経常利益2億9百万円（同77.4%減）、当期純利益は1億55百万円（同71.5%減）となりました。

・事業別売上高

| 事業区分   | 第37期<br>(2022年8月期) |       | 第38期<br>(2023年8月期) |       | 前連結会計年度比   |      |
|--------|--------------------|-------|--------------------|-------|------------|------|
|        | 金額                 | 構成比   | 金額                 | 構成比   | 金額         | 増減率  |
|        | 千円                 | %     | 千円                 | %     | 千円         | %    |
| 非鉄金属事業 | 88,728,438         | 99.6  | 84,198,728         | 99.5  | △4,529,709 | △5.1 |
| 美術工芸事業 | 374,247            | 0.4   | 395,644            | 0.5   | 21,396     | 5.7  |
| 合計     | 89,102,685         | 100.0 | 84,594,373         | 100.0 | △4,508,312 | △5.1 |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、2億32百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金によりまかなっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第 35 期<br>(2020年8月期) | 第 36 期<br>(2021年8月期) | 第 37 期<br>(2022年8月期) | 第 38 期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年8月期) |
|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                 | 42,752,780           | 62,058,249           | 89,102,685           | 84,594,373                        |
| 経 常 利 益 (千円)               | 561,543              | 2,096,079            | 936,497              | 227,545                           |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純 利 益 (千円) | 378,302              | 1,353,761            | 547,080              | 170,261                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)             | 26.71                | 95.42                | 38.49                | 12.03                             |
| 総 資 産 (千円)                 | 16,735,915           | 23,640,539           | 25,725,203           | 25,067,614                        |
| 純 資 産 (千円)                 | 7,546,494            | 8,681,269            | 9,218,635            | 9,096,936                         |
| 1株当たり純資産額 (円)              | 532.52               | 611.47               | 648.06               | 644.86                            |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第37期の期首より適用しており、第37期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 35 期<br>(2020年8月期) | 第 36 期<br>(2021年8月期) | 第 37 期<br>(2022年8月期) | 第 38 期<br>(当事業年度)<br>(2023年8月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 42,752,780           | 62,058,249           | 89,102,685           | 84,594,373                      |
| 経 常 利 益 (千円)   | 564,289              | 2,070,989            | 928,324              | 209,574                         |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 381,122              | 1,327,081            | 543,536              | 155,039                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 26.91                | 93.54                | 38.24                | 10.96                           |
| 総 資 産 (千円)     | 16,518,299           | 23,149,586           | 25,095,760           | 24,276,668                      |
| 純 資 産 (千円)     | 7,507,090            | 8,611,758            | 9,062,147            | 8,892,143                       |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 529.74               | 606.58               | 637.06               | 630.35                          |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第37期の期首より適用しており、第37期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                         | 資本金              | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------------|------------------|----------|---------|
| KUROTANI NORTH AMERICA INC. | US\$2,000,000.00 | 100%     | 非鉄金属の販売 |

### (4) 対処すべき課題

当社グループの業績は、米国、欧州、我が国などの先進国や中国をはじめとした新興国の経済動向に左右されます。また、世界的な銅の需給動向、銅相場や為替相場の影響も大きく受けます。

近年の各国経済動向は、米欧のインフレ率は低下傾向にあるものの、物価上昇率が再加速すれば金融引締めを余儀なくされ、米欧同時のスタグフレーションを引き起こす可能性もあり、また、中国においてもゼロコロナ政策解除後の回復は鈍く、不動産市場の低迷長期化が及ぼす不良債権問題が中国经济の下押し圧力になるなど、各国とも厳しい経済環境がしばらくは続くと思われれます。

しかしながら、中長期的にみた場合には、経済動向や市況環境に大きく影響を受けるものの、ベースメタルを取り巻く環境は、新興国を中心としたインフラ整備による資源需要や脱炭素化、経済のグリーン化を進める動きなど、環境意識の高まりが趨勢的に増加していく中で重要になってくると思われることから、以下の課題を克服することによって当社グループの企業としての価値を高めて行きたいと考えております。

#### ① 収益体制の強化

- A. 仕入ルートが多様化による仕入れ力の拡大
- B. コスト低減・価格競争力の強化による販売力の拡大
- C. 市況変動リスクへの体制整備
- D. ビジネスモデルの変革

#### ② グローバル戦略

- A. 海外市場へのアプローチ強化
- B. 海外企業との業務提携・資本提携
- C. グローバル化に向けた人材採用・育成

③ 経営体制の強化

- A. コーポレート・ガバナンスの強化
- B. 海外拠点との連携強化
- C. 管理体制の整備及び強化
- D. 安全管理体制の強化

(5) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

| 事業区分   | 事業内容                                                                                                                                     |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非鉄金属事業 | (インゴット)<br>国内外から集荷した銅スクラップ及び銅合金スクラップを原材料として配合、溶解し、得意先各社のニーズ、用途に合わせた形状・重量の製品約50品種を生産しております。                                               |
|        | (スクラップ)<br>国内外の仕入先（スクラップ回収業者、メーカー等）から仕入れた約150品種の非鉄金属スクラップについて選別・プレス等を行い、国内外の販売先（電線メーカー、銅精錬メーカー等）に販売しているほか、自社インゴット製造のための溶解用材料として利用しております。 |
|        | (その他)<br>伸銅品等の商品を仕入・販売しております。                                                                                                            |
| 美術工芸事業 | 美術工芸品の製造販売                                                                                                                               |

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年8月31日現在)

① 当 社

|           |          |
|-----------|----------|
| 本 社 ・ 工 場 | 富山県射水市   |
| 支 店       | 東京都千代田区  |
| 事 業 所     | 新潟県新潟市東区 |

② 子会社

|                             |                          |
|-----------------------------|--------------------------|
| KUROTANI NORTH AMERICA INC. | 本社 (アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド市) |
|-----------------------------|--------------------------|

(7) 使用人の状況 (2023年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分    | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|------|-------------|
| 非鉄金属事業  | 74名  | 14名減        |
| 美術工芸事業  | 16名  | —           |
| 全社 (共通) | 27名  | 2名増         |
| 合計      | 117名 | 12名減        |

(注) 全社 (共通) として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 115名 | 12名減      | 44.8歳 | 14.5年  |

(8) 主要な借入先及び借入額 (2023年8月31日現在)

| 借 入 先               | 借 入 金 残 高   |
|---------------------|-------------|
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行     | 4,555,400千円 |
| 株 式 会 社 北 國 銀 行     | 3,306,766   |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 2,280,000   |

## 2. 株式の状況（2023年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 14,106,784株（自己株式230,416株を除く）  
(3) 株主数 14,332名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                       | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 黒 谷 商 店             | 5,643,400株 | 40.00%  |
| 黒 谷 純 久                     | 3,012,900  | 21.36   |
| 株 式 会 社 S M C               | 400,000    | 2.84    |
| 日本マスタートラスト信託<br>銀行株式会社（信託口） | 222,800    | 1.58    |
| 黒 谷 暁                       | 211,500    | 1.50    |
| 黒 谷 昌 輝                     | 200,000    | 1.42    |
| 黒谷株式会社従業員持株会                | 147,202    | 1.04    |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行             | 140,000    | 0.99    |
| 黒 谷 春 美                     | 120,000    | 0.85    |
| 株 式 会 社 キ ャ ロ イ             | 81,500     | 0.58    |

(注) 1. 当社は、自己株式を230,416株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

|                             | 株 式 数   | 交 付 対 象 者 |
|-----------------------------|---------|-----------|
| 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） | 14,250株 | 7名        |
| 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）      | —       | —         |
| 監査等委員である取締役                 | —       | —         |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. 会社員の状況 (5) 取締役の報酬等」に記載しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (2023年8月31日現在)

| 氏 名    | 会社における地位及び担当                                            | 重要な兼職の状況                                                                                      |
|--------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 黒谷 純久  | 代表取締役会長                                                 | KUROTANI NORTH AMERICA INC.<br>代表取締役<br>THAI KUROTANI CO., LTD. 取締役<br>㈱黒谷商店代表取締役<br>㈱雄祥代表取締役 |
| 黒谷 暁   | 代表取締役社長                                                 |                                                                                               |
| 浦田 伊希子 | 常務取締役<br>美術工芸部長                                         |                                                                                               |
| 舩田 敏彰  | 取締役<br>兼 財務部 管掌 役員                                      |                                                                                               |
| 榮森 貞治  | 取締役<br>兼 非鉄営業部 管掌 役員<br>兼 非鉄製造部、設備管理部 及び<br>新潟事業部 管掌 役員 |                                                                                               |
| 杉本 護   | 取締役<br>兼 経営企画部 部長                                       |                                                                                               |
| 石黒 洋二  | 取締役                                                     | 石黒洋二税理士事務所代表                                                                                  |
| 石黒 達郎  | 取締役                                                     |                                                                                               |
| 飴 義彦   | 取締役 (常勤監査等委員)                                           |                                                                                               |
| 早川 元雄  | 取締役 (監査等委員)                                             | 早川法律事務所代表                                                                                     |
| 折橋 清弘  | 取締役 (監査等委員)                                             | 折橋清弘税理士事務所代表                                                                                  |

- (注) 1. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
2. 取締役石黒洋二氏、石黒達郎氏、早川元雄氏及び折橋清弘氏は、社外取締役であります。
3. 取締役石黒洋二氏、石黒達郎氏、早川元雄氏及び折橋清弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 監査等委員早川元雄氏は弁護士、折橋清弘氏は税理士とそれぞれ資格を有しており、財務、会計及び企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役

| 氏名   | 退任日        | 退任理由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況     |
|------|------------|------|-------------------------|
| 高藤 豊 | 2023年7月12日 | 辞任   | 取締役非鉄製造部長<br>兼設備管理部管掌役員 |

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社のすべての役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該契約は、被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補の対象としております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (5) 取締役の報酬等

### ① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、中長期的な株主価値及び企業業績の向上を図るため、企業業績と取締役個人の役位及び成果を適正に連動させることを基本方針として基本報酬額を決定しております。また、当該取締役に対しては、基本報酬に加え、持続的な企業価値向上に向けたインセンティブを付与する目的から、譲渡制限付株式報酬を支給することとしております。

監査等委員ではない社外取締役に対しては、特に当社の経営に対する妥当性・合理性を監督する立場としての判断が期待されるものと考えており、譲渡制限付株式報酬制度の対象外とし、基本報酬のみといたしております。

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員が株主の負託を受けた独立した立場から当社の経営を監査する職責を負っていることから、企業業績とは連動させず、基本報酬のみとしております。また監査等委員である取締役の個人別の報酬は、監査等委員である取締役の協議に基づいて決定しております。

当社は、取締役の報酬に関する意思決定手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、代表取締役及び独立社外取締役で構成する任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、取締役の個人別の報酬額の決定に当たっては、当該委員会による審議を経て行うこととしております。

当社取締役の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しておりますが、取締役の個人別の報酬の決定に関しては、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の成果について評価を行うには代表取締役社長が適しているとの判断のもと、取締役会決議により代表取締役社長にこれを委任しております。当事業年度におきましては、2022年11月25日開催の当社取締役会において、同日に開催された指名・報酬委員会の審議結果を踏まえ、取締役の個人別の報酬の決定を代表取締役社長黒谷暁に委任する旨を決議しており、当該委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬委員会の意見を尊重し、取締役の個人別の報酬を決定しております。

なお、譲渡制限付株式報酬は、指名・報酬委員会の審議結果を踏まえ、取締役会において個人別の割当株式数を決議しております。

譲渡制限付株式の割当ての条件等は次の通りです。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下

「対象取締役」という。) に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権 (以下「金銭報酬債権」という。) とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値 (同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値) とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約 (以下「本割当契約」という。) を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間 (以下「譲渡制限期間」という。) 、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式 (以下「本割当株式」という。) について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない (以下「譲渡制限」という。)

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記 (1) の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記 (2) に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記 (2) に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない

本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分                       | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |             |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|---------------------|---------------------|-------------|--------------|-----------------------|
|                            |                     | 基本報酬                | 業績連動報<br>酬等 | 非金銭報酬<br>等   |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 214,965<br>(8,400)  | 205,950<br>(8,400)  | —<br>(—)    | 9,015<br>(—) | 10<br>(2)             |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 15,600<br>(6,000)   | 15,600<br>(6,000)   | —<br>(—)    | —<br>(—)     | 3<br>(2)              |
| 合計<br>（うち社外役員）             | 230,565<br>(14,400) | 221,550<br>(14,400) | —<br>(—)    | 9,015<br>(—) | 13<br>(4)             |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等の内容は賞与ですが、支給しておりません。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」に記載の通りであります。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式の状況 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年11月25日開催の第36回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役は2名）です。また、当該報酬限度額とは別枠として、2021年11月25日開催の第36回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額として年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は7名です。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年11月25日開催の第36回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役石黒洋二氏は、石黒洋二税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）早川元雄氏は、早川法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）折橋清弘氏は、折橋清弘税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

|                           | 出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する職務の概要                                                                                                                                       |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 石 黒 洋 二               | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席しました。主に税理士として財務及び会計に関する専門的な見地から当社の経営に対する適切な助言を期待していたところ、取締役会における助言・提言や任意の指名・報酬委員会の委員としての活動等を通して、期待された役割を果たしております。                             |
| 取締役 石 黒 達 郎               | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席しました。主に企業経営経験者として高い見地から当社の経営に対する適切な助言を期待していたところ、取締役会における助言・提言や任意の指名・報酬委員会の委員としての活動等を通して、期待された役割を果たしております。                                     |
| 取締役<br>（監査等委員）<br>早 川 元 雄 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に、また、監査等委員会13回のうち13回に出席しました。主に弁護士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査役会及び監査等委員会においても豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っており、期待された役割を果たしております。 |
| 取締役<br>（監査等委員）<br>折 橋 清 弘 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に、また、監査等委員会13回のうち13回に出席しました。主に税理士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また、監査役会及び監査等委員会においても豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っており、期待された役割を果たしております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 30,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、監査報酬の算定根拠の説明を受け、その内容と過去の監査実績をもとに検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当なものであると判断し、同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ) 企業行動規範をはじめとする取締役及び使用人が遵守すべき社内規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。
  - ロ) 職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議その他の会議体又は稟議書により決定します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
株主総会や取締役会、経営会議の議事録その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき、適切な保存・管理を行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ) 経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。
  - ロ) 市場リスク、信用リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程を定め、適切な管理を行います。
  - ハ) 労働災害、自然災害、大規模な事故等の危機対応については、危機管理規程を定め、社内連絡体制を構築するとともに組織的な対応を行います。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ) 組織規程、取締役会規程及び業務分掌規程等により、権限と責任を明確にします。
  - ロ) 経営上の重要事項については取締役会や経営会議で決議します。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の企業集団管理に関する基本事項として「子会社管理規程」を定め、適正な業務運営を図るほか、同規程に定める一定の事項について、定期及び随時に報告を求めるものとします。

ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。

ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営上の重要事項については、当社の事前承認を求めるものとし、子会社の意思決定が効率的に行われることを確保します。

ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の必要な情報を収集し経営内容を的確に把握するとともに、定期的に内部監査を行い、経営管理の適正を確保します。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項  
当社は必要に応じて、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置きます。その場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に対し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を周知徹底します。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、その分掌業務において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に定める方法により、速やかに監査等委員会に適切な報告を行います。
- ⑨ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制  
当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令等への違反もしくは当社の子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、速やかに当社の監査等委員会に適切な報告を行います。

- ⑩ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人（当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者を含む）に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。
- ⑪ 監査等委員会の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員会の職務の執行について生ずる費用は会社が負担し、監査等委員会からの費用の前払請求等に対しては適正に対処します。
- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、取締役会その他重要会議の開催にあたり、監査等委員が出席する機会を設けております。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況  
当社、当社の特別利害関係者、株主及び取引先等は、反社会的勢力との関係は一切ありません。  
当社は、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を律するため、その基本方針としての企業倫理及び遵守指針としての企業行動規範及びコンプライアンス規程を設けており、その一つとして反社会的勢力との絶縁をあげております。また、反社会的勢力対応規程を定め、当社の反社会的勢力排除に関する基本を明らかにしております。  
反社会的勢力排除に向けた具体的取組みとして、まず、新規販売先や仕入先の選定にあたっては調査会社（日経テレコン等）に調査を依頼し、その結果を踏まえて取引開始の可否を決定することにしており、反社会的勢力及びそれに共生するグループとの関係が発生しないよう未然防止に努めております。万が一、反社会的勢力からの接触があった場合は、総務部を対応部署として、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置をとることとしております。
- ⑭ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
当社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保す

るための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、

イ) 社外取締役が出席する取締役会の開催状況

ロ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室との連携状況

ハ) 子会社及び関連会社からの業務及び業績の報告状況

などから判断し、いずれの体制も適切に運用されていることを確認しております。

## 連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>      |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>21,855,681</b> | <b>流動負債</b>        | <b>13,773,073</b> |
| 現金及び預金          | 1,263,125         | 支払手形及び買掛金          | 2,290,266         |
| 受取手形            | 99,392            | 電子記録債務             | 298,080           |
| 電子記録債権          | 1,506,501         | 短期借入金              | 9,500,000         |
| 売掛金             | 8,486,317         | 1年内返済予定の<br>長期借入金  | 1,108,180         |
| 商品及び製品          | 892,747           | 未払金                | 421,824           |
| 仕掛品             | 233,750           | 未払法人税等             | 12,164            |
| 原材料及び貯蔵品        | 6,061,668         | 賞与引当金              | 19,858            |
| 前渡金             | 1,393,176         | その他                | 122,700           |
| 未収消費税等          | 1,641,518         | <b>固定負債</b>        | <b>2,197,604</b>  |
| その他             | 277,483           | 長期借入金              | 2,070,636         |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,211,933</b>  | 退職給付に係る負債          | 126,968           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,458,984</b>  | <b>負債合計</b>        | <b>15,970,678</b> |
| 建物及び構築物         | 437,454           | <b>(純資産の部)</b>     |                   |
| 機械装置及び運搬具       | 368,707           | <b>株主資本</b>        | <b>8,744,290</b>  |
| 土地              | 1,521,121         | 資本金                | 1,000,000         |
| その他             | 131,700           | 資本剰余金              | 697,121           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>38,730</b>     | 利益剰余金              | 7,172,924         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>714,217</b>    | 自己株式               | △125,755          |
| 投資有価証券          | 653,509           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>352,645</b>    |
| 繰延税金資産          | 50,260            | その他有価証券評価差額金       | 162,323           |
| その他             | 10,448            | 為替換算調整勘定           | 190,322           |
| <b>資産合計</b>     | <b>25,067,614</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>9,096,936</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b>     | <b>25,067,614</b> |

## 連結損益計算書

( 2022年9月1日から  
2023年8月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額          |
|-----------------|---------|------------|
| 売 上 高           |         | 84,594,373 |
| 売 上 原 価         |         | 82,504,064 |
| 売 上 総 利 益       |         | 2,090,308  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,557,479  |
| 営 業 利 益         |         | 532,828    |
| 営 業 外 収 益       |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 12,044  |            |
| 持分法による投資利益      | 13,110  |            |
| 受取保険金           | 345     |            |
| 受取補償金           | 21,086  |            |
| その他の他           | 5,072   | 51,659     |
| 営 業 外 費 用       |         |            |
| 支払利息            | 126,844 |            |
| 為替差損            | 176,082 |            |
| デリバティブ運用損       | 50,389  |            |
| その他の他           | 3,625   | 356,943    |
| 経 常 利 益         |         | 227,545    |
| 特 別 利 益         |         |            |
| 投資有価証券売却益       | 32,561  | 32,561     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 260,106    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 94,923  |            |
| 法人税等調整額         | △5,077  | 89,845     |
| 当 期 純 利 益       |         | 170,261    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 170,261    |

# 貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>20,956,758</b> | <b>流動負債</b>    | <b>13,186,920</b> |
| 現金及び預金          | 906,744           | 支払手形           | 96,961            |
| 受取手形            | 99,392            | 電子記録債務         | 298,080           |
| 電子記録債権          | 1,506,501         | 買掛金            | 1,608,010         |
| 売掛金             | 8,710,041         | 短期借入金          | 9,500,000         |
| 商品及び製品          | 892,747           | 1年内返済予定の長期借入金  | 1,108,180         |
| 仕掛品             | 233,750           | 未払金            | 421,748           |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,044,973         | 未払費用           | 9,640             |
| 前渡金             | 2,644,191         | 未払法人税等         | 11,381            |
| 前払費用            | 50,520            | 預り金            | 17,053            |
| 関係会社短期貸付金       | 29,260            | 賞与引当金          | 19,858            |
| 未収消費税等          | 1,641,518         | その他の           | 96,005            |
| その他             | 197,116           |                |                   |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,319,909</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>2,197,604</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,458,984</b>  | 長期借入金          | 2,070,636         |
| 建物              | 391,584           | 退職給付引当金        | 126,968           |
| 構築物             | 45,870            |                |                   |
| 機械及び装置          | 359,706           | <b>負債合計</b>    | <b>15,384,525</b> |
| 車両運搬具           | 9,001             | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| 工具、器具及び備品       | 94,410            | <b>株主資本</b>    | <b>8,729,820</b>  |
| 土地              | 1,521,121         | 資本金            | 1,000,000         |
| 建設仮勘定           | 37,290            | 資本剰余金          | 697,121           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>38,730</b>     | 資本準備金          | 293,024           |
| ソフトウェア          | 36,937            | その他資本剰余金       | 404,097           |
| その他             | 1,793             | <b>利益剰余金</b>   | <b>7,158,453</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>822,194</b>    | 利益準備金          | 9,000             |
| 投資有価証券          | 381,990           | その他利益剰余金       | 7,149,453         |
| 関係会社株式          | 382,874           | 別途積立金          | 1,550,000         |
| 出資金             | 101               | 繰越利益剰余金        | 5,599,453         |
| 長期前払費用          | 1,636             | <b>自己株式</b>    | <b>△125,755</b>   |
| 繰延税金資産          | 46,881            | 評価・換算差額等       | 162,323           |
| その他             | 8,710             | その他有価証券評価差額金   | 162,323           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>8,892,143</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>24,276,668</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>24,276,668</b> |

# 損 益 計 算 書

( 2022年9月1日から  
2023年8月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額          |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 84,594,373 |
| 売 上 原 価                 |         | 82,508,922 |
| 売 上 総 利 益               |         | 2,085,450  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,557,479  |
| 営 業 利 益                 |         | 527,970    |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息                 | 1,044   |            |
| 受 取 配 当 金               | 10,998  |            |
| 受 取 保 険 金               | 345     |            |
| 受 取 補 償 金               | 21,086  |            |
| そ の 他                   | 5,072   | 38,547     |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 126,844 |            |
| 為 替 差 損                 | 176,082 |            |
| デ リ バ テ ィ ブ 運 用 損       | 50,389  |            |
| そ の 他                   | 3,625   | 356,943    |
| 経 常 利 益                 |         | 209,574    |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 32,561  | 32,561     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 242,136    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 91,435  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △4,337  | 87,097     |
| 当 期 純 利 益               |         | 155,039    |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

黒谷株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
北陸事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 小 松 聡   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 石 橋 智 己 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、黒谷株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、黒谷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年10月11日

黒谷株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 松 聡

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 橋 智 己

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、黒谷株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ

り、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与える  
と合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従っ  
て、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心  
を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。ま  
た、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監  
査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎  
となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明す  
るためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に  
応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検  
討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者  
によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当  
性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であ  
るかどうかが、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要  
な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認め  
られるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が  
認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を  
喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適  
切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが  
求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証  
拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として  
存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と  
認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する  
注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等  
が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価す  
る。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月13日

|                  |        |
|------------------|--------|
| 黒谷株式会社           | 監査等委員会 |
| 常勤監査等委員          | 飴 義彦 ㊟ |
| 監査等委員<br>(社外取締役) | 早川元雄 ㊟ |
| 監査等委員<br>(社外取締役) | 折橋清弘 ㊟ |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本方針としております。第38期の期末配当につきましては、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は141,067,840円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年11月24日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 当社は、2023年9月1日付で執行役員制度を導入しております。今般、当該制度の実効性を高め企業価値向上を更に推進していくため、取締役会の機動的・効率的な運営体制を確保すると共に、取締役会に対する牽制機能を強化するため、取締役会から独立した監査役会が取締役会を監督し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図る体制といたしたく、監査等委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行するものであります。これに伴い、監査役会設置会社への移行に必要な、監査役および監査役会に関する規定の新設ならびに監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 株主総会の運営に柔軟性を確保するため、現行定款第14条（招集権者および議長）について所要の変更を行うものであります。

(3) 当社の取締役がより長期的視点に立った経営を行える体制を構築するため、現行定款第21条（任期）の変更を行うものであります。

(4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。（下線部分に変更箇所）

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

| 現行定款                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>第1条～第3条 （条文省略）<br><br>（機関）<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>（1）取締役会<br>（2） <u>監査等委員会</u><br>（新設）<br>（3） <u>会計監査人</u> | 第1章 総則<br>第1条～第3条 （現行どおり）<br><br>（機関）<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>（1）取締役会<br>（2） <u>監査役</u><br><u>（3）監査役会</u><br><u>（4）会計監査人</u> |

| 現行定款                                                                 | 変更案                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 第5条 (条文省略)                                                           | 第5条 (現行どおり)                                                             |
| 第2章 株式                                                               | 第2章 株式                                                                  |
| 第6条～第11条 (条文省略)                                                      | 第6条～第11条 (現行どおり)                                                        |
| 第3章 株主総会                                                             | 第3章 株主総会                                                                |
| 第12条～第13条 (条文省略)                                                     | 第12条～第13条 (現行どおり)                                                       |
| (招集権者及び議長)                                                           | (招集権者及び議長)                                                              |
| 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。                              | 第14条 株主総会は、 <u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。                    |
| 2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 | 2 <u>前項の代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 |
| 第15条～第18条 (条文省略)                                                     | 第15条～第18条 (現行どおり)                                                       |
| 第4章 取締役及び取締役会                                                        | 第4章 取締役及び取締役会                                                           |
| (員数)                                                                 | (員数)                                                                    |
| 第19条 当社の取締役 ( <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ) は、12名以内とする。                   | 第19条 当社の取締役は、12名以内とする。                                                  |
| 2 <u>当社の監査等委員である取締役</u> は、5名以内とする。                                   | (削除)                                                                    |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> | <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p> |
| <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p>                                                                                       | <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>                  |

| 現行定款                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (<u>以下「報酬等」という。</u>) は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                   | <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第30条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現行定款  | 変更案                                                                                                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設) | <u>(常勤監査役)</u><br><u>第33条 監査役会は、その決議によつて監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>                                                                                           |
| (新 設) | <u>(監査役会の招集通知)</u><br><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u><br><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> |
| (新 設) | <u>(監査役会の決議の方法)</u><br><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>                                                                               |
| (新 設) | <u>(監査役会の議事録)</u><br><u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>                                        |
| (新 設) | <u>(監査役会規程)</u><br><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>                                                                          |

| 現行定款                                                                             | 変更案                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                            | <u>(報酬等)</u>                                                                                                      |
|                                                                                  | <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>                                                                              |
| (新 設)                                                                            | <u>(監査役の責任免除)</u>                                                                                                 |
|                                                                                  | <u>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> |
| <u>第5章 監査等委員会</u>                                                                | (削 除)                                                                                                             |
| <u>(常勤の監査等委員)</u>                                                                | (削 除)                                                                                                             |
| <u>第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>                                |                                                                                                                   |
| <u>(監査等委員会の招集通知)</u>                                                             | (削 除)                                                                                                             |
| <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> |                                                                                                                   |
| <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>                           |                                                                                                                   |
| <u>(監査等委員会の決議方法)</u>                                                             | (削 除)                                                                                                             |
| <u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>            |                                                                                                                   |

| 現行定款                                                                                                                              | 変更案                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| <p><u>(監査等委員会の議事録)</u><br/> <u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> | <p>(削 除)</p>                            |
| <p><u>(監査等委員会規程)</u><br/> <u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                                      | <p>(削 除)</p>                            |
| <p>第6章 会計監査人<br/> 第36条～第37条 (条文省略)</p>                                                                                            | <p>第6章 会計監査人<br/> 第40条～第41条 (現行どおり)</p> |
| <p>第7章 計算<br/> 第38条～第41条 (条文省略)</p>                                                                                               | <p>第7章 計算<br/> 第42条～第45条 (現行どおり)</p>    |

### 第3号議案 取締役7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査役会設置会社となり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役会の機動的・効率的な運営体制を確保するべく1名減員し、監査役会設置会社移行後の取締役7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>(生年月日)                                                                                                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数   |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | くろ たに すみ ひさ<br>黒谷純久<br>(1958年1月12日)                                                                                                | 1984年 9月 黒谷(株) (現 ㈱雄祥) 取締役<br>1985年11月 新日本美術(株) (現 当社) 常務取締役<br>1997年 7月 当社代表取締役専務<br>2005年 8月 当社代表取締役社長<br>2012年 7月 KUROTANI NORTH AMERICA INC. 代表取締役就任 (現任)<br>2014年 8月 THAI KUROTANI CO., LTD. 取締役就任 (現任)<br>2015年 2月 ㈱黒谷商店代表取締役就任 (現任)<br>2017年 4月 ㈱雄祥代表取締役就任 (現任)<br>2021年11月 当社代表取締役会長就任 (現任) | 3, 012, 900株 |
|       | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>黒谷純久氏は、長年にわたり当社代表取締役社長を務め、経営全般において強いリーダーシップを発揮し、現在も当社の代表取締役会長として重要な職責を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |              |
| 2     | くろ たに さとる<br>黒谷暁<br>(1988年11月8日)                                                                                                   | 2012年 8月 当社入社<br>2014年12月 当社社長室長<br>2019年 1月 当社非鉄営業部長兼社長室長<br>2019年11月 当社取締役社長室長兼非鉄営業部・新潟事業部管掌役員<br>2020年11月 当社代表取締役専務非鉄営業部・新潟事業部管掌役員<br>2021年11月 当社代表取締役社長<br>2023年 9月 当社代表取締役社長社長執行役員就任 (現任)                                                                                                      | 211, 500株    |
|       | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>黒谷暁氏は、長い海外経験で培った語学力と国際感覚を生かし当社の海外事業に貢献し、現在も当社の代表取締役社長としてリーダーシップを発揮していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |              |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3         | うら た い き こ<br>浦田伊希子<br>(1960年8月19日)  | 1986年10月 当社監査役<br>1989年7月 当社監査役退任<br>1992年9月 黒谷侑(現 榎雄祥)入社<br>1996年11月 当社取締役<br>2004年5月 当社取締役退任<br>2011年9月 当社美術工芸部部长<br>2012年11月 当社取締役美術工芸部管掌役員兼美術工芸部部长<br>2018年11月 当社取締役美術工芸部部长<br>2020年11月 当社常務取締役美術工芸部部长<br>2023年9月 当社常務取締役常務執行役員美術工芸部部长就任(現任) | 33,000株    |
|           |                                      | <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>浦田伊希子氏は、美術工芸部門において豊富な実績・経験を有し、現在も美術工芸部部长として新製品の開発等に重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                                                            |            |
| 4         | い し くろ たつ ろう<br>石黒達郎<br>(1951年3月12日) | 2011年6月 ㈱北陸銀行取締役専務執行役員<br>2012年6月 堤商事㈱取締役社長<br>2013年6月 北銀ソフトウェア㈱代表取締役社長<br>2018年11月 当社社外取締役就任(現任)                                                                                                                                                | 一株         |
|           |                                      | <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>石黒達郎氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営に適切な助言が期待できるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                                                              |            |
| 5<br>※    | おり はし きよ ひろ<br>折橋清弘<br>(1954年10月26日) | 2008年7月 砺波税務署長<br>2014年7月 金沢国税局徴収部長<br>2015年8月 折橋清弘税理士事務所代表(現任)<br>2017年11月 当社社外監査役<br>2021年11月 当社社外取締役監査等委員(現任)                                                                                                                                 | 一株         |
|           |                                      | <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>折橋清弘氏は、現在当社の社外取締役監査等委員ですが、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により社外取締役監査等委員を退任いたします。<br>折橋清弘氏は、税理士として会計に関する相当の知見を有し、当社の経営に適切な助言が期待できるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。                                                        |            |

| 候補者番号  | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|--------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6<br>※ | はせがわゆたか<br>長谷川豊<br>(1958年11月20日) | 1985年 6月 ニューヨークペース大学経営学修士(MBA)取得<br>1985年 6月 ブラウン・ブラザース・ハリマン・アンド・カンパニー ニューヨーク本社入社<br>1995年 1月 ブラウン・ブラザース・ハリマン・アンド・カンパニー 東京駐在員事務所<br>1997年 4月 ブラウン・ブラザース・ハリマン投資顧問(株)マネージングダイレクター<br>2000年 7月 ヤマト(株)代表取締役社長(現任)                                                                                                                                                                                                              | 一株         |
|        |                                  | <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>長谷川豊氏は、長い海外経験で培われたグローバルな見識及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営に適切な助言が期待できるため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |            |
| 7<br>※ | まえがわまさゆき<br>前川昌之<br>(1965年3月30日) | 1991年10月 中央新光監査法人入所<br>2001年 3月 公認会計士税理士前川昌之事務所代表(現任)<br>2004年12月 (株)モブキャスト(現 (株)モブキャストホールディングス) 監査役<br>2005年 7月 (株)トランザス(現 (株)トラース・オン・プロダクト) 監査役<br>2006年 5月 (株)CONSOLIX代表取締役就任(現任)<br>2012年 6月 (株)ウシオスペックス(現 (株)モジュールックス) 監査役就任(現任)<br>2014年 3月 (株)トランザス(現 (株)トラース・オン・プロダクト) 取締役<br>2015年 2月 (株)アイ・ピー・エフ・コーポレーション代表取締役就任(現任)<br>2015年 3月 (株)ZMP監査役<br>2021年 6月 (株)クレスコ社外取締役監査等委員就任(現任)<br>2021年 6月 アイエグループ(株)社外取締役就任(現任) | 一株         |
|        |                                  | <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>前川昌之氏は、公認会計士及び税理士として会計に関する相当の知見及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営に適切な助言が期待できるため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 石黒達郎氏、折橋清弘氏、長谷川豊氏及び前川昌之氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は石黒達郎氏及び折橋清弘氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員とし

て指定し、同取引所に届け出ております。石黒達郎氏及び折橋清弘氏が原案どおり選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

また、長谷川豊氏及び前川昌之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏が原案どおり選任された場合は、当社は新たに両氏を独立役員とする予定であります。

4. 石黒達郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 折橋清弘氏は、現在、当社の社外取締役監査等委員であります。社外取締役監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、2017年11月から2021年11月までの4年間当社の社外監査役でありました。
6. 当社は、石黒達郎氏及び折橋清弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。石黒達郎氏及び折橋清弘氏が原案どおり選任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。  
また、長谷川豊氏及び前川昌之氏が原案どおり選任された場合は、当社は両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、当社のすべての役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補の対象としております。各候補者が選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。当社は、当該保険契約について、各候補者の任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
8. 黒谷純久氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
9. 黒谷暁氏は当社代表取締役会長黒谷純久氏の実子であります。
10. 浦田伊希子氏は当社代表取締役会長黒谷純久氏の実妹であります。
11. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査役会設置会社となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ<br>氏<br><br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                     | 略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | あめ<br>飴<br>義彦<br>(1957年11月25日)                                                                                                                                              | 1980年 4月 黒谷(株) (現 黒雄祥) 入社<br>1985年11月 新日本美術(株) (現 当社) 入社<br>2006年 7月 当社総務部長<br>2007年11月 当社常勤監査役<br>2021年11月 当社取締役常勤監査等委員就任 (現任) | 8,000株     |
|           | <b>【監査役候補者とした理由】</b><br>飴義彦氏は、現在当社の取締役監査等委員ですが、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役監査等委員を退任いたします。<br>飴義彦氏は、当社製造部門及び管理部門において豊富な経験を有し、当社の経営に対する適切な監査や助言が期待できることから、監査役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                 |            |
| 2<br>※    | にし<br>西島<br>剛<br>(1957年11月24日)                                                                                                                                              | 2017年 7月 高岡税務署長<br>2018年10月 西島剛税理士事務所代表 (現任)                                                                                    | 一株         |
|           | <b>【社外監査役候補者とした理由】</b><br>西島剛氏は、税理士として会計に関する相当の知見を有し、当社の経営に対する適切な監査や助言が期待できることから、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。                                                                |                                                                                                                                 |            |

| 候補者<br>番号                                                                                                                               | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略 歴 及 び 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3<br>※                                                                                                                                  | とみ おか かず はる<br>富 岡 和 治<br>(1958年12月31日) | 1982年 4月 大和証券(株) (現 ㈱大和証券グループ<br>本社) 入社<br>1987年10月 会計士補登録<br>1998年 4月 (有)ディスクロージャー (現 ㈱ディス<br>クロージャー) 代表取締役 (現任)<br>2004年 5月 ㈱ピクセン (現 ㈱バイオミメティク<br>スシンパシーズ) 社外取締役 (現任)<br>2004年11月 YWT(株)取締役 (現任)<br>2007年 5月 PE&HR(株)社外監査役 (現任)<br>2016年12月 富士ざくらホテル(株)社外監査役 (現<br>任)<br>2018年 7月 メールソリューション・ジャパン(株)社<br>外監査役 (現任)<br>2019年 1月 ㈱横浜国際オークション社外監査役<br>(現任)<br>2019年 1月 ㈱ティビィシー・スキヤット (現<br>SCAT(株) 社外取締役 (現任)<br>2021年 7月 ㈱エスポリア社外監査役 (現任)<br>2021年10月 ㈱千代田SDG s 総研取締役 (現任) | 一株                |
| <b>【社外監査役候補者とした理由】</b><br>富岡和治氏は、会計に関する相当の知見及び経営者としての豊富な経<br>験と幅広い見識を有し、当社の経営に対する適切な監査や助言が期待で<br>きることから、新たに社外監査役として選任をお願いするものでありま<br>す。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                   |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 西島剛氏及び富岡和治氏は、社外監査役候補者であります。
3. 西島剛氏及び富岡和治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が原案どおり選任された場合は、当社は新たに両氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、西島剛氏が代表を務める西島剛税理士事務所とは顧問契約など締結しておりません。
5. 西島剛氏及び富岡和治氏が原案どおり選任された場合、当社は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社のすべての役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補の対象としております。各候補者が選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。当社は、当該保険契約について、各候補者の任期中で同様の内容で更新することを予定しております。
7. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 取締役の報酬額決定の件

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について、2021年11月25日開催の第36回定時株主総会において、年額300百万円以内（内、社外取締役分は年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず。）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をいただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査役会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査役会設置会社へ移行した後の取締役の報酬等の額を年額300百万円以内（内、社外取締役分は30百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査役会設置会社への移行後の取締役の報酬等について、中長期的な株主価値および企業業績の向上を図るため、企業業績と取締役個人の役位および成果を適正に連動させることを基本方針として基本報酬額を決定し、また、社外取締役を除く取締役に対しては、基本報酬に加え、持続的な企業価値向上に向けたインセンティブを付与する目的から、譲渡制限付株式報酬を支給いたします。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて基本報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は7名（内、社外取締役4名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査役会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査役会設置会社へ移行した後の監査役の報酬等の額を年額30百万円以内とすること、および各監査役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式に係る報酬等の額は、2021年11月25日開催の第36回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（年額300百万円以内、うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、年額50百万円以内（これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年100,000株以内）として株主の皆様のご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査役会設置会社へ移行するとなります。

つきましては、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に持続的な企業価値向上に向けたインセンティブを与えることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすること、また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の報酬等の決定方針は、事業報告「4.（5）①取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る関する方針に係る事項」に記載のとおりであります。本議案に係る報酬の額は、当該方針に沿うものであり、相当であると判断しております。なお、監査役会設置会社への移行に伴い、本総会后に当該決定方針の改定決議を行う予定です。

現在の取締役は8名（内、社外取締役2名、監査等委員である取締役を除く。）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調

整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

#### (2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承

認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

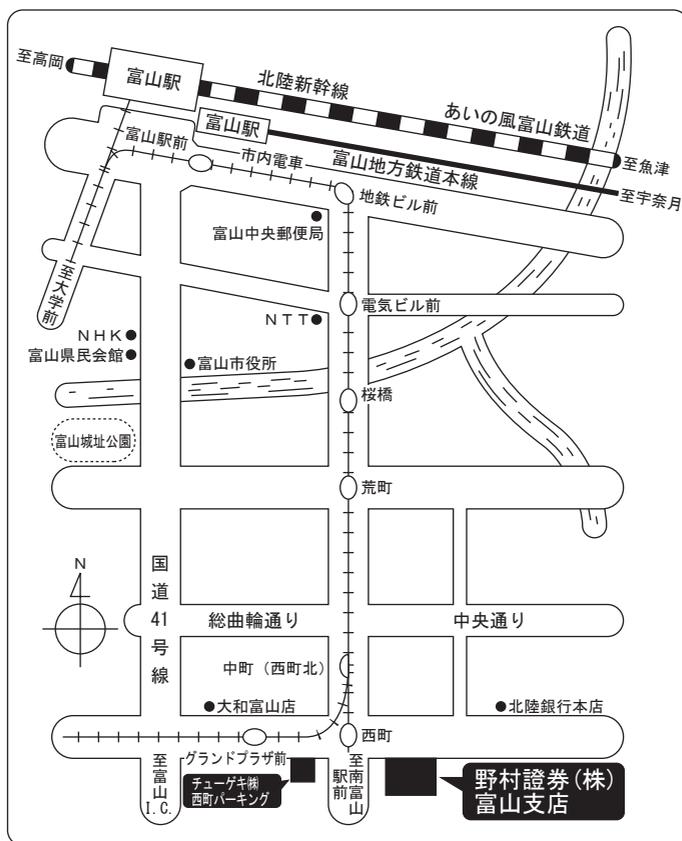
上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当であると判断しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：富山県富山市堤町通り一丁目4番3号  
野村證券株式会社 富山支店 5階ホール  
TEL 076-421-9835



交通 「富山駅」より車で約10分

市電 「西町」電停より徒歩で約2分

車でお越しの方は「チューゲキ(株)西町パーキング」(徒歩約3分)をご利用ください。